

一般社団法人 日本歯科麻酔学会 倫理審査委員会について

一般社団法人 日本歯科麻酔学会

会員各位

令和3年3月23日に文部科学省・厚生労働省・経済産業省から「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」が示されました。これに伴い、当学会の倫理審査委員会の委員の構成を変更し、このガイドラインに沿った委員構成が令和6年1月8日第20期第1回理事会で承認されました。令和6年5月12日（日）および8月18日（日）に開催された第20期第3・4回理事会において、当学会における「倫理審査申請様式の改定案」および「臨床研究における利益相反申告書」「倫理審査に関する規則」とその様式ならびに「倫理審査委員会規程」が承認され、令和6年10月25日（金）～27日（日）に開催されました日本歯科麻酔学会社員総会ならびに会員総会において、報告がなされました。

今後、学会主導型で行う臨床研究については、本学会で倫理審査を実施することになります。また、会員の所属する施設に倫理審査委員会が設置されていない場合、研究の審査を依頼することが可能です。侵襲を伴う研究については、当委員会では取り扱いできませんのでご注意ください。

本学会ホームページに「倫理審査に関する規則とその様式」を掲載いたしました。また、申請に関連する各種様式はホームページからダウンロードできるようにいたしました。

倫理審査委員会は随時の開催を予定しております。倫理審査を希望される場合は、倫理審査申請書作成の手引きに沿って、必要書類を作成し、申請書類を提出して頂きますよう、お願いいたします。

一般社団法人 日本歯科麻酔学会
倫理審査委員会
委員長 阿部佳子